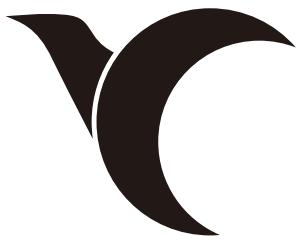


令和 7 年

# 第 2 回 臨 時 会 会 議 錄

令和 7 年 5 月 12 日 1 日間



豊 丘 村 議 会

第 2 回 臨 時 会

# 令和7年 第2回 豊丘村議会臨時会

## 会期

令和7年 5月12日 1日間

## 日程表

月日	曜日	日 程	頁
5.12	月	開会 令和7年5月12日（月曜日）午前9時30分 日程 日程 1 会期の決定 日程 2 会議録署名議員の指名について 日程 3 村長あいさつ 日程 4 議長の辞職について 日程 5 議長の選挙について 日程 6 副議長の辞職について 日程 7 副議長の選挙について 日程 8 議席の決定について 日程 9 常任委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について 日程 10 議会運営委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について 日程 11 特別委員の選任並びに委員長及び副委員長の互選について 日程 12 南信州広域連合議会議員の選挙について 日程 13 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について 日程 14 同意（1件） 同意第3号 日程 15 承認（6件） 承認第2号～第7号 日程 21 報告（2件） 報告第2号～第3号	11 13 14 15 18 19 20 21 22 23 24 25 27 36

月日	曜日	日 程	頁
5.12	月	日程23 諸 報 告 閉 会 (全員協議会)	39

## 付議議案及び議決結果一覧表

### 《人事議案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
同意第3号	監査委員の選任について	5月12日	5月12日	同意	25

### 《承 認》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
承認第2号	村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	27
承認第3号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	
承認第4号	令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	29
承認第5号	令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	
承認第6号	令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	
承認第7号	令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）	5月12日	5月12日	承認	

### 《報 告》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第2号	令和6年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書について	5月12日	36
報告第3号	令和6年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について	5月12日	38

令和 7 年 豊丘村議会第 2 回臨時会  
(第 1 号)

# 令和7年 第2回豊丘村議会臨時会会議録

## ( 第 1 号 )

令和7年5月12日（月曜日） 午前9時30分開議

---

日 程

開 会

日 程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 村長あいさつ
- 第 4 議長の辞職について
- 第 5 議長の選挙について
- 第 6 副議長の辞職について
- 第 7 副議長の選挙について
- 第 8 議席の決定について
- 第 9 常任委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について
- 第10 議会運営委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について
- 第11 特別委員の選任並びに委員長及び副委員長の互選について
- 第12 南信州広域連合議会議員の選挙について
- 第13 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について
- 第14 同意第 3号 監査委員の選任について
- 第15 承認第 2号 村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）
- 第16 承認第 3号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）
- 第17 承認第 4号 令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）
- 第18 承認第 5号 令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）

第19 承認第 6号 令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号（専決処分）

第20 承認第 7号 令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）

第21 報告第 2号 令和6年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第22 報告第 3号 令和6年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について

第23 諸 報 告

閉 会

---

出席議員 12名

(別表のとおり)

---

欠席議員 0名

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

傍聴者 3名

---

---

## 開会

○議長（片桐忠彦） おはようございます。定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第2回臨時会を開会致します。

本日の出席議員は、全員で会議は成立を致しております。なお、井原副議長から午後の会議に欠席する旨の届け出が出ております。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、議案説明者並びに答弁者として、理事者、所管課長の出席を要請しております。なお、下平村長におかれましては、11時頃より退席する旨の届け出が出ております。

又、クールビス採用の時期でございますので、上着等は適宜対応をしていただきたいと思います。

それでは、お手元の議事日程に従い議事を進めることと致します。

---

### ==== 日程1 会期の決定について ====

○議長（片桐忠彦） 日程1、会期の決定を議題と致します。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会を開催し、審査いただいておりますので、委員長より報告を願うことと致します。

堀本丈文議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀本丈文） おはようございます。本日よろしくお願ひ致します。

それでは、議会運営委員会より報告致します。

本日、臨時議会を開催することに伴い、4月25日議会運営委員会を開催し、本日の日程について審査致しました。

日程4でございます。本日、議長の辞職等が出されるということでございますので、日程4にて審議をお願い致します。認められましたら、日程5、議長の選挙となります。その後、日程6の議席の決定となります。随時、日程7から日程11まで議場の判断において日程を進行していただきますが、その間で議長の判断により、暫時休憩並びに委員会の開催を行うことになります。

それでは、日程7、常任委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について、総務・産建委員会、社会文教委員会、予算決算委員会でございます。

日程8、議会運営委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について、日程9、特

別委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について、広報広聴特別委員会、リニア対策特別委員会、道の駅特別委員会でございます。

ページをめくっていただきまして、日程 10、南信州広域連合議会議員の選挙について、日程 11、下伊那北部事務組合議会議員の選挙について、以上、先ほど申ししたとおり、議長の判断で対応をお願い致します。

続いて、村より提出案件がございます。日程 12、同意第 3 号、監査委員の選任でございます。

日程 13 から日程 18 までは、専決処分の 6 件の承認案件でございます。

承認第 2 号、村税条例の一部を改正する条例の制定について、承認第 4 号、令和 6 年度豊丘村一般会計補正予算第 12 号、承認第 5 号、令和 6 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号、めくっていただきまして、承認第 6 号、令和 6 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号、承認第 7 号、令和 6 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号でございます。

続きまして、報告案件 2 件でございます。

日程 19、報告第 2 号、令和 6 年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程 20、報告第 3 号、令和 6 年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について、以上、報告案件について 2 件の審査をよろしくお願いします。

続いて、日程 21、諸報告でございます。

以上の日程と致しました。よろしくお願ひ致します。

すみません、日程 14 を飛ばしたようでございます。

日程 14、承認第 3 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、飛ばしたようでございます。

よろしくお願ひ致します。すみませんでした。

○議長（片桐忠彦） 本第 2 回臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 5 月 12 日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

○議長（片桐忠彦） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定致しました。

又、日程及び議案の取扱いにつきましても、議会運営委員長報告のとおり取り扱うことと致します。

---

## ==== 日程2 会議録署名議員の指名について ===

○議長（片桐忠彦） 続いて日程2、会議録署名議員の指名であります。

議長より指名を致します。5番、唐澤克己議員、6番、酒井浩文議員を指名致します。

---

## ==== 日程3 村長あいさつ ===

○議長（片桐忠彦） 続いて日程3、村長あいさつです。

下平村長。

○村長（下平喜隆） 皆さん、おはようございます。

御存じのとおり、トランプ関税をはじめ、世界各地での紛争も続き、経済の動搖、それから世界平和についての不安が払拭されない今、ちょっと重い雰囲気のこの時代ではありますが、私をはじめ議会の皆様方におきましても、4年任期の2分の1が過ぎたということで、本日は議会の皆様方のいわゆる所属の変更を皆様方の申合せの中で、2年の真ん中ということでなされるということになります。どちらにしましても、残りの2年も皆様方の御協力を得ながら、村政の推進を行っていきたいと思いますので、よろしく御協力お願いしたいということを申し上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

先ほど議長のほうから話もありました。今日11時を大体目処に私、恐れ入りますけれども、松本の協立病院のほうに行きまして手術を受けてまいります。この手術はどういう手術かと申しますと、脳梗塞を予め予防するための手術を行ってきます。「左心耳切除手術」というんですけども、脳梗塞になる心房不全の原因というのが、全体の3割以上あるようでございます。その中で、心房細動の人のいわゆる血液が固まる場所っていう場所はもう決まっておりまして、左心耳というところが血が滞留して凝固して、それが血液に流れ出したのが脳の血管に詰まって脳梗塞になるということでありまして、2022年からこれは保険適用の開始になったんですけども、その血のたまる左心耳というところを内視鏡手術でパチッと切り取るということでありますので、そんなに難しい手術ではないと聞いておりますが、初めてでありますので、ドキドキして行ってまいります。これが皆さんとお会いできる最後になるようなことはないと思っておりますけれども、来週の月曜日に退院してきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それこそたくさんの皆様方の御家族、お知り合い、それから村民の皆様におきましても、心房細動で血液サラサラをずっと一生におらなくちゃいけないとか、いろいろな方がいらっしゃると思います。それこそ、私の手術の結果で、「本当にこれはいいぞ」とい

うことになれば、私はいろいろ御説明させていただきたいと思っておりますので、ぜひとももしそういうこと、御不安があるようでしたら、御相談願えればと思います。

保険適用ということで、本当には手術代も収入に応じてですから、そんなに高くないですということを申し上げまして、いろいろと御迷惑かけますけれども、よろしくお願ひしたいとお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ==== 日程4 議長の辞職について ====

○議長（片桐忠彦） 続いて、日程4、議長の辞職についてを議題と致します。

議会の申合せにより、議長辞職届が副議長に提出されています。

議長の辞職については、本会議において決定されるものであります。本件の受理について審議いただくこととしています。

については、議長本人に関する事件でございますので、議長を井原副議長に交替していただきます。

（片桐忠彦議長 議席へ移動、井原康明副議長 議長席へ登壇）

○副議長（井原康明） 本人に関する事件ということで、議長を交替を致しました。

私ちょっと口にでき物ができておって、しゃべりづらいところでありますので、聞きづらいところもあるかと思いますけれども、御容赦願いたいと思います。

まず、本件は、議長本人に関する事件でございます。地方自治法第117条の規定により議長の退場を求めます。

（片桐忠彦議長退場）

○副議長（井原康明） それでは、議長より提出された辞職届の受理について審議を致します。

議長からの辞職届を受理することについて、質疑を求める。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（井原康明） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を求める。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（井原康明） 討論なしと認め、採決を行います。

議長からの辞職届を受理することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（井原康明） 異議なしと認めます。

よって、議長からの辞職届は受理され、議長の辞職が決定致しました。

片桐議員の入場を許可致します。

(片桐忠彦議員入場)

---

==== 日程 5 議長の選挙について ===

○副議長（井原康明） 続いて、日程 5、議長の選挙についてを議題とします。

ただいま、議長の辞職が決定されたので、直近の議会において議長選挙を行う必要がございます。よって、本臨時会において議長選挙を行います。

議長選挙を行うに当たり、本会議を暫時休憩し、この場において全員協議会を開催し、事務局より議長選挙について確認することとしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長（井原康明） 御異議なしと認め、本会議をこれより暫時休憩とし、この場にて全員協議会を開催致します。

---

休 憇 午前9時43分

---

再 開 午前9時51分

○副議長（井原康明） それではここで、本会議を再開します。

なお、立候補者が1名のため、信任投票により決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長（井原康明） 御異議なしと認め、信任投票を行います。

ただいまの出席議員は12名であります。

議会会議規則第30条の規定により、開票立会人を指名致します。

8番、唐澤 健議員、9番、吉川明博議員を指名致します。

議場の閉鎖を行います。

(議場閉鎖)

○副議長（井原康明） 投票方法ですが、投票用紙には無記名で、同意される方は○、同意されない方は×と記載してください。○や×以外は無効となります。

それでは投票用紙の配布をお願いします。

(投票用紙配布)

○副議長（井原康明） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（井原康明） ないようです。

これより投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○副議長（井原康明） 投票箱に特に異常はございません。

（「なし」との声あり）

○副議長（井原康明） これより議席番号1番、堀本丈文議員より順次投票を願うことと致します。

（投票）

○副議長（井原康明） 投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（井原康明） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

立会人、議席番号8番、唐澤 健議員、議席番号9番、吉川明博議員の立合いをお願いを致します。

（開票）

○副議長（井原康明） 開票結果を報告致します。

投票総数12票、有効投票数12票、うち賛成12票、反対0票。

よって、議長候補者、平澤恒雄議員は議長に信任されました。

ここで平澤恒雄議員に当選の告知を致します。

新議長には就任の挨拶を願います。

平澤新議長。

○議長（平澤恒雄） ただいま議長に選任いただきました平澤恒雄であります。御指名誠にありがとうございました。

お察しのとおり、議長は初めての職でありまして、どうなることかと案じることばかりでございます。

さて、私たち議会にとっては、豊丘村議会基本条例が基になって活動をさせていただいておるわけでございますが、その前文に「自治体議会は、行政と対等する議員代表制の下で、自治体の意思決定を行う合議制の機関です。」というふうにうたわれております。又、「豊丘村議会は、憲法と地方自治法の趣旨にのっとり、村民の負託に応える議会とし

て、行政の監視と政策の立案や提言を行い、もって豊丘村で豊かな住みやすい村づくりに貢献します。」というふうに書かれております。私たちはこの前文に従いまして、村が提出する議案については、村民を代表する立場から十分な審議を行い、議決してまいりたいと思います。ぜひとも活発な議論をお願いしたいと思います。

そこで、議員間討議というものを提案致しますが、提案者に対する質疑や1回限りの賛成、反対討論では議論を尽くせない場合があろうかと存じます。そんなときには議員同士、議員間での意見を交わす議員間討議、これも行って審議を深めたらいいのではないかというふうに考えておる次第であります。

そして、先ほど述べましたとおりに、政策提言を行うことで、豊かで住みやすい村づくりに貢献してまいりたいと思います。各委員会の皆様の協力を、ぜひともお願いを致します。

私には議長の職場、重すぎる職責でございますけれども、議員の皆様、又、村執行部並びに行政職員各位の御協力をいただきながら努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○副議長（井原康明） それでは議長を交代しますので、議長席登壇をお願い致します。

（議場開場、平澤恒雄議長 議長席へ登壇、井原康明副議長 議席へ移動）

○議長（平澤恒雄） それでは議長を交代し、議事を進めることと致します。

井原康明副議長。

○副議長（井原康明） 辞職届を出したいと思います。

○議長（平澤恒雄） ただいま井原康明副議長より、副議長の辞職届が提出されました。

副議長の辞職届が会期中に行われた場合は、受理について本会議にて審議することになります。

つきましては、議長発議により、本日の日程を追加して、日程6とし、副議長の辞職届についてを審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職届についてを追加し、審議を致します。

なお、本件は副議長本人に関わる事件でございますので、地方自治法第117条の規定により、井原康明副議長の退場を求めます。

(井原康明副議長 退場)

---

===== 日程 6 副議長の辞職について =====

○議長（平澤恒雄） それでは、副議長より提出された辞職届の受理についてを審議致します。

副議長からの辞職届を受理することについて、質疑を求めます。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を求めます。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 討論なしと認め、採決を行います。

副議長からの辞職届を受理することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認め、副議長からの辞職届は受理され、副議長の辞職が決定致しました。

井原議員、入場を許可致します。

（井原康明議員入場）

○議長（平澤恒雄） 副議長の辞職が決定されましたので、直近の議会において副議長選挙を行う必要がございます。

よって、本臨時会において副議長の選挙を行います。

そこで議長発議として、さらに日程7を追加し、副議長の選挙についてを追加することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認めます。

それでは、副議長選挙を行うに当たりまして、本議会を暫時休憩し、この場にて全員協議会を開催します。

事務局より副議長選挙について確認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認め、本会議をこれより暫時休憩し、この場にて全員協議会を開催致します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時14分

○議長（平澤恒雄） それではここで、本会議を再開します。

---

==== 日程7 副議長の選挙について ===

○議長（平澤恒雄） なお、立候補者が1名のため、信任投票により決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認め、信任投票を行います。

ただいまの出席議員は、12名であります。

議会会議規則第30条の規定により、開票立会人を指名致します。

8番、唐澤健議員と9番、吉川明博議員を指名致します。

議場の閉鎖をお願い致します。

（議場閉鎖）

○議長（平澤恒雄） 投票方法ですが、投票用紙には無記名で、同意される方は○印、同意されない方は×印を記載してください。○や×以外は無効となります。

それでは投票用紙の配布をお願い致します。

（投票用紙配布）

○議長（平澤恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ないようです。

これより投票箱の点検を行います。投票箱を点検してください。

（投票箱点検）

○議長（平澤恒雄） 投票箱に特に異常はございません。

これより議席番号1番、堀本丈文議員より順次投票を願うことと致します。

（投票）

○議長（平澤恒雄） 投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

立会人、議席番号8番、唐澤 健議員、議席番号9番、吉川明博議員の立合いをお願い致します。

(開票)

○議長（平澤恒雄） 開票結果を報告致します。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0、うち賛成票11、反対票1。

よって、副議長候補者、唐澤克己議員が副議長に信任されました。

ここで唐澤克己議員に当選の告知をします。

新副議長は就任の挨拶をお願いを致します。

唐澤克己副議長。

○副議長（唐澤克己） 結果をお聞きしまして、信任ということで大変ありがとうございます。

この議場の中で私が勝るものと言えば、年齢だけかもしれないというふうな感じが致しますけれども、それでも、副議長の任務というものは議長に事故があるとき、あるいは議長が欠けるとき、その議長の職務を代行すると大変重要な役割があります。皆様の方の協力を得ながら、それ役割を遂行できるようにこれは努力をしていきたいと思います。

いろいろお世話になりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 新副議長の挨拶が終わりました。

先ほど日程が2つ追加されましたので、お手元の日程につましては、以下2つずつ番号を繰り下げるようお願い致します。

---

### ==== 日程8 議席の決定について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程8、議席の決定についてを議題と致します。

事務局より発表致します。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、事務局より議席の発表をさせていただきます。

それでは名前を呼びます。

1番、堀本丈文議員。2番、武田 徹議員。3番、武田篤子議員。4番、壬生眞由美議員。5番、酒井浩文議員。6番、片桐忠彦議員。7番、唐澤 健議員。8番、吉川明博議員。9番、井原康明議員。10番、前沢光昭議員。11番、唐澤克己副議長。12番、平澤恒雄議長でございます。

本日は議席の票を変えることはございませんので、このままの状態で本会議のほうを

お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 元島事務局長、ありがとうございました。

議席につきましては、事務局より発表のあったとおりであります。

又、豊丘村議会委員会条例第3条により、常任委員会の任期は2年とされており、当議会においても既に2年を経過しておりますので、編成替えの時期となっております。議会運営委員会においても同様でございます。さらに、特別委員会は、常任委員会の編成替えにより組織変更が必要になります。このことを踏まえて、これより正副議長により議長室において、常任委員会構成等について協議を致します。

協議終了まで暫時休憩と致します。

---

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時30分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、引き続き会議を続けることと致します。

---

==== 日程9 常任委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について ===

○議長（平澤恒雄） 日程9、常任委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選についてを議題と致します。

先ほど、正副議長により協議した常任委員会の構成を事務局長より発表願います。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、常任委員会の構成の発表をさせていただきます。

まず初めに、総務産建委員会でございます。議席順にお呼び致します。堀本丈文議員、壬生眞由美議員、酒井浩文議員、片桐忠彦議員、前沢光昭議員、平澤恒雄議員、6名でございます。

もう一度、読み上げたほうがよろしいでしょうか。

それではもう一度読み上げます。堀本丈文議員、壬生眞由美議員、酒井浩文議員、片桐忠彦議員、前沢光昭議員、平澤恒雄議員、以上でございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、社会文教委員会の構成を発表させていただきます。

武田 徹議員、武田篤子議員、唐澤 健議員、吉川明博議員、井原康明議員、唐澤克己副議長でございます。

もう一度お読みしたほうがよろしいでしょうか。

それでは、もう一度お読みさせていただきます。

構成でございます。武田 徹議員、武田篤子議員、唐澤 健議員、吉川明博議員、井原康明議員、唐澤克己副議長でございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 常任委員会委員は、ただいま発表したとおりです。

これより各常任委員会を開催し正副委員長の互選をお願いします。

これより、本会議を暫時休憩と致します。

---

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時55分

○議長（平澤恒雄） それでは、休憩を閉じ会議を再開致します。

決まりました各正副常任委員長を、事務局長より発表願います。

○議会事務局長（元島明彦） それでは発表させていただきます。

まず、総務産建委員会でございます。委員長、壬生眞由美議員です。副委員長、堀本丈文議員でございます。

続きまして、社会文教委員会、委員長、武田篤子議員でございます。副委員長、吉川明博議員でございます。

続きまして、予算決算委員会、委員長、酒井浩文議員でございます。副委員長、唐澤 健議員でございます。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 発表ありがとうございました。

---

==== 日程10 議会運営委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程10、議会運営委員の指名並びに委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

これより正副議長により議長室において、議会運営委員会委員の選任について協議を致します。

協議終了まで暫時休憩と致します。11時5分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

村長におきましては、申し出によりますとおり退席をされております。

それでは決まりました、議会運営委員会委員を事務局長より発表願います。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは発表させていただきます。

議席順に発表させていただきます。

堀本丈文議員、武田徹議員、片桐忠彦議員、唐澤健議員、唐澤克己副議長、以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 議会運営委員会委員は発表のとおりです。

委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

これより暫時休憩と致します。今11時6分ですが、11時15分まで8分間休憩致します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

決まりました、議会運営委員会正副委員長を事務局長より発表を願い致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは発表させていただきます。

議会運営委員会委員長、武田徹議員。続いて、副委員長、片桐忠彦議員。

以上でございます。

---

==== 日程11 特別委員の選任並びに委員長及び副委員長の互選について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程11、特別委員の選任並びに委員長及び副委員長の互選についてを議題と致します。

当議会には、広報広聴特別委員会、リニア対策特別委員会、道の駅特別委員会があります。引き続き、この3つの特別委員会を全議員にて構成することに異議ございません

か。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認め、引き続き全議員にて3つの特別委員会を設けることと致します。

それでは、各特別委員会の開催をお願いし、これより、暫時休憩とします。

---

休憩 午前11時16分

---

再開 午前11時37分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

人選等に長引きまして7分ほど遅れまして申し訳ございませんでした。

それでは、決まりました各特別委員会の正副委員長を事務局長より発表をお願い致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、正副委員長のほうを発表させていただきます。

まず最初に、広報広聴特別委員会でございます。委員長、片桐忠彦議員。副委員長、武田徹議員。

よろしいでしょうか。

続きまして、リニア対策特別委員会でございます。委員長、唐澤健議員。副委員長、吉川明博議員でございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、道の駅特別委員会でございます。委員長、井原康明議員。副委員長、前沢光昭議員。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） それでは、各特別委員会の構成、正副委員長が決定致しました。

---

==== 日程12 南信州広域連合議会議員の選挙について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程12、南信州広域連合議会議員の選挙についてを議題と致します。

南信州広域連合議会議員の選任については、豊丘村議会議員の議員定数は2名と定められています。前回から、南信州広域連合議会議員の希望者を募ることを決定し、希望

者を募ったところ、希望者はございませんでした。

よって、議長の判断により南信州広域連合議会議員の選挙については、指名推薦で行うこととしたいたが御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、南信州広域連合議会議員の2名については、正副議長を指名推薦します。

---

### ==== 日程13 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程13、下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

下伊那北部総合事務組合議会議員の選任については、豊丘村議会議員の議員定数は2名と定められています。本件も希望する議員を募ることを決定しましたが、希望者はございませんでした。

よって、議長の判断により下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙については、指名推薦で行うことと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認めます。

よって、下伊那北部総合事務組合議会議員の2名については、正副議長を指名推薦とします。

---

### ==== 議案審議 ===

#### ◇ 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程14、同意第3号、監査委員の選任についてを議題と致します。

監査委員の選任について、事務局をして、朗読致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは朗読させていただきます。お手元の資料でございます。

同意第3号、監査委員の選任について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、豊丘村大字神籠9427番地。

氏名、片桐忠彦。

生年月日、昭和 28 年 5 月 11 日生。

令和 7 年 5 月 12 日提出。

豊丘村長、下平喜隆。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） ここで同意第 3 号、監査委員の選任について、提案の説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） 村長が本日の臨時会の冒頭の挨拶のとおり、先ほど退場しましたので、代わって副村長の私のほうから提案説明をさせていただきます。

片桐忠彦議員におきましては、議会推選の監査員として議会から推举をいただきました。議会からの推選に当たり村長の立場としまして、改めて同意案件を提出するものでございます。

皆様、議員各位全員の同意につきまして、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 提案説明を漏らしまして大変失礼致しました。

以上のとおり、同意第 3 号は、議会推選の監査委員の選任について同意を求められています。

本件は、議会推選の監査委員の同意案件であるために、起立採決としたいと思います。

それではこれより、同意第 3 号、監査委員の選任について採決を行います。

お諮り致します。

監査委員の選任について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（平澤恒雄） 起立 11 人、起立多数。

全員起立の起立多数によって、同意第 3 号は、原案のとおり同意されました。

今、ちょっと進み始めてしましましたが、ちょうど区切りがいいところでありますので、これにて昼の休憩に入りたいと思います。

再開は 13 時 30 分と致します。それでは本会議、暫時休憩です。

---

休憩 午前 11 時 46 分

---

再開 午後 1 時 30 分

○議長（平澤恒雄） それでは定刻となりましたので、休憩を閉じ会議を再開致します。

申し出によりまして、下平村長と井原議員につきましては欠席をされております。

---

◇ 承認第1号 村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）

◇ 承認第2号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）

○議長（平澤恒雄） 日程15、承認第2号、村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）、日程16、承認第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）、以上2件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しづか） それでは、承認第2号、村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の制定について、御説明致します。

議案書1ページから6ページが改正条文、7ページが説明資料、8ページから新旧対照条文となっております。

説明資料の7ページを御覧ください。

令和7年度地方税制改正に伴い、地方税法等の関連法案について令和7年3月31日に公布されました。これを受け、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により村税条例の一部を改正するものでございます。

村税に関する主な改正内容は、二輪車の車両区分の見直しでございます。総排気量125cc以下で、最高出力を50cc相当の4.0キロワット以下に制御した新基準原付のバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額50cc原付と同額の年額2,000円とするものでございます。

現行の50cc原付バイクについては、令和7年11月の排ガス規制への適合が困難であること等によって、今後の生産、販売が困難となるため、原動機付自転車のうち二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率が2,000円とされ、新たに区分が追加となるものでございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

続きまして、承認第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の制定について、御説明致します。

議案書1ページが改正条文、2ページが説明資料、3ページから新旧対照条文となっております。

説明資料の2ページを御覧ください。

村税条例の一部を改正する条例と同様、令和7年度地方税制改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により村の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

村の国民健康保険税に関する改正内容は、次の2点となります。

1点目として、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の改正でございますが、令和7年度の基礎課税限度額を1万円引上げ66万円に、後期高齢者支援分等課税額に係る課税限度額を2万円引上げ26万円に、課税限度額が総額で106万円から109万円となります。

2点目として、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改定でございますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を30万5,000円に引上げ、2割軽減と対象となる世帯においては被保険者数に乗すべき金額を56万円に引き上げることで、軽減措置の拡充を図るものでございます。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） ただいまは、2件の専決処分についての提案の説明でございました。

これより案件ごと採決を行うことと致します。

最初に承認第2号、村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）について、質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特ないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特ないようです。

討論を終結し、承認第2号の採決を行います。

お諮り致します。

承認第2号、村税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）は、原案どおりに承認することに異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）について質疑を行いますが、質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 質疑は特になさうです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特になさうです。

討論を終結し、承認第3号の採決を行います。

お諮り致します。

承認第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分）は、原案のとおりに承認することに異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

---

◇ 承認第4号 令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）

◇ 承認第5号 令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）

◇ 承認第6号 令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号（専決処分）

◇ 承認第7号 令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程17から20まで4件一括と致します。

日程17、承認第4号、令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）、日程18、承認第5号、令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）、日程19、承認第6号、令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号（専決処分）、日程20、承認第7号、令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）、以上4件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略をし、順次提案の説明を求めます。

最初に、承認第4号の説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） それでは、承認第4号、令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）につきまして御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,455 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 6,427 万 7 千円とするものでございます。

本案件は、令和 6 年度の年度末が過ぎまして、歳入歳出の科目ごとの金額が固まつてきましたことから、歳入見込額、歳出見込額に合わせまして、既計上予算に対して増額又は減額、あるいは入札差金ほかによります不用額の減額を主体に 3 月 31 日付で専決処分にて補正を執行したものでございます。

又、決算に向けて歳入歳出差引額から翌年度へ繰越しました事業に必要な一般財源を差引いた実質収支が令和 6 年度におきましても大きな額になることが見込まれましたことから、基金へ総額で 5 億円の積立てを行いました。

このような補正でございますので、ここでは特徴的なものを説明させていただきたいと存じます。どうかよろしくお願ひ致します。

それでは、まず歳出から御説明致しますので、7 ページをお開きください。

1 段目の 1 款村税 1 項 2 目の法人住民税は、業績が大きく伸びた企業がございまして 6,000 万円追加致しました。

次は飛びますが、8 ページへまいりまして中ほどの 10 款地方交付税は、特別交付税 3 月分ほかによりまして 1 億 5,977 万 5 千円追加となりました。

次はページをおめくりいただきまして 9 ページの中ほどの 15 款県支出金、2 項 5 目の 2 節の林業費補助金を御覧ください。

説明欄に記載の 4 行のうち上 2 行でございますが、令和 6 年度の松くい虫被害木の駆除につきましては、全体で 800 m<sup>3</sup> 実施しましたが、その補助事業につきましては、松くい虫防除対策事業は基準補助率が 2 分の 1、50% でございますが、これに比べて基準補助率が 10 分の 7、70% と高い保全松林緊急保護整備事業に 800 m<sup>3</sup> 全量が対象となりましたことから、松くい虫防除対策事業補助金の既計上額 450 万円は改減し、保全松林緊急保護整備事業補助金が 781 万円の追加となりました。

次は 10 ページにまいりまして、17 款 1 項の 2 段目の 6 目ふるさと納税寄附金でございますが、このうち個人版ふるさと納税が好調に推移しまして、1 億 300 万円の追加となり、個人から年度で寄せられました寄附金の補正後の額はこれまで最高の 16 億 5,300 万円余となりました。

20 款、諸収入のうち 2 つ目の 3 項 2 目児童措置自宅事業収入 162 万 3 千円は、広域受託保育に係る他市町村負担金の追加分を収入したものでございます。

続きまして、歳出について御説明を致します。

11 ページをお開きください。

1 段目の 2 款総務費 1 項 3 目財産管理費の基金積立金でございますが、一つは公共施設等維持整備基金へ 3 億円、もう一つ、ふるさと納税寄附基金へ 2 億円、合計で 5 億円の積立てを致しました。

次の 5 目企画費では、ふるさと納税に係るインターネットサイトの決済手数料 1,700 万円を追加しました。

次に、3 款にまいりまして、2 段目の 1 項 4 目老人福祉費の繰出金は、介護保険特別会議に係る繰出金額の確定に伴いまして、減額補正をしたものでございます。

次は、13 ページをお開きください。

1 段目の 4 款衛生費 1 項 2 目予防費の補助金 20 万円は、子宮頸がんワクチンの県外接種者補助の不足分を追加するのでございます。

最後に大きく飛びますけれども、最終ページの 17 ページまで飛びますが、17 ページを御覧ください。

最後の段の予備費ですが、歳入と歳出の額の調整により 691 万 5 千円を追加し、予備費の補正後の額は 5 億 3,964 万 8 千円となりました。

ここでページは戻りますが、4 ページをお開きください。

4 ページの「第 2 表、繰越明許費補正」でございますが、8 款土木費 2 項道路橋費の緊急自然災害防止対策事業（道路防災）につきまして、昨年 9 月議会の補正第 4 号において、除雪兼塩カル散歩トラック購入費について、さらには、3 月議会最開日の補正第 11 号におきまして、広域農道寺沢橋ほかの増額変更についてお認めをいたいたものでございますけれども、今回はこれにさらに不動滝 1 号橋に係る補修費について、専決にて増額変更を致したものでございます。

以上、承認第 4 号、令和 6 年度豊丘村一般会計補正予算第 12 号（専決処分）の御説明を申し上げました。

御審議、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 続いて、承認第 5 号、承認第 6 号、承認第 7 号、以上 3 件の説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、御説明致します。

初めに、承認第 5 号、令和 6 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号（専決

処分)について御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,634 万 9 千円を減額し、総額をそれぞれ 6 億 5,379 万 6 千円とするものです。

初めに歳出となります。6 ページをお開きください。

保険給付費等交付金及び一般会計繰入金の補正になりますが、いずれの項目も額が確定したことにより、それぞれ記載の金額を補正するものでございます。

続きまして、歳出です。7 ページを御覧ください。

一般被保険者療養給付費につきまして、額が固まつてきましたので 1,590 万円を減額するものとなります。

又、予備費につきましては 44 万 9 千円を減額して、歳入歳出の調整を行うものでございます。

国民健康保険特別会計補正予算第 3 号の説明は以上となります。

続きまして、承認第 6 号、令和 6 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号(専決処分)につきまして御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 万円を追加し、総額をそれぞれ 9,689 万 2 千円とするものです。

初めに、歳入を御説明します。6 ページを御覧ください。

特別徴収保険料及び普通徴収保険料の補正になりますが、いずれの項目も見込額が固まつてきましたことによりまして、それぞれ記載の金額を補正するものでございます。

続いて、歳出です。7 ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入の保険料の額が固まつたため、それに伴つて増額するものとなります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号の説明となります。

続きまして、承認第 7 号、令和 6 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号(専決処分)につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,386 万 5 千円を減額し、総額をそれぞれ 9 億 5,049 万 9 千円とするものです。

初めに歳出です。5 ページを御覧ください。

保険料につきましては、収入見込額が固まつてきましたので、増額見込み分を計上致しました。

国庫支出金から 6 ページの繰入金までの各項目につきましては、歳出の保険給付費や

地域支援事業費の支出見込額に応じて減額補正するものとなります。

諸収入につきましては、介護予防ケアプラン作成料の減額見込み分の計上となっております。

続きまして、歳出です。7ページを御覧ください。

初めに、予算書の補正額の欄に0の記載があるものにつきましては、全て財源内訳の変更になりますので説明を省略致します。

2款の保険給付費につきましては、額が固まってまいりましたので、4,890万8千円を減額補正するものでございます。

8ページにかけての6款の諸支出金は、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金に係る国庫及び県費分の返還金の額の確定に伴い、不足額を9万7千円増額補正するものでございます。

9款の予備費は、1,494万6千円を増額して歳入歳出の調整を行うものです。

介護保険特別会計補正予算第5号の説明は以上です。

説明は以上となります。ご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄）　ただいまは、承認第4号から承認第7号までの提案の説明でございました。

これより案件ごとに採決を行うことと致します。

最初に承認第4号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文）　それでは質問をさせていただきます。

法人税が倍増に伸びたということは、非常に喜ばしいことでありますし、今後もそのような形を期待したいところでありますが、副村長の説明の中では詳細なことがなかつたわけなんですが、これが1社によるものか複数によるものか。1社とあれば、今後の工業企業誘致に際して優良な事案として参考にしたいと思いますので、もし差し支えないようでしたら1社で大きく伸びたということでしたら、企業の名前をお聞かせ願えればと思います。

複数だとすれば、それは全体的に景気がよかつたということでいいかと思いますが、差し支えなければ教えていただきたいと思います。無理なようでしたら構いません。

○議長（平澤恒雄）　菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣）　まず最初に、企業名につきましては事情がございますので控えます。

私が伺っているのは、あちこちに事業者がいっぱい全国にある企業様の連結決算の結

果を受けてのこれでございますので、これ以上の詳細の説明はここでは控えさせていただきます。お願いします。

○1番（堀本丈文） 分かりました。

○議長（平澤恒雄） よろしいですか。

○1番（堀本丈文） はい。

○議長（平澤恒雄） ほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ほかには質疑は特ないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はござりますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特ないようです。

討論を終結し、承認第4号の採決を行います。

お諮り致します。

承認第4号、令和6年度豊丘村一般会計補正予算第12号（専決処分）について、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第5号、令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特ないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特ないようです。

討論を終結し、承認第5号の採決を行います。

お諮りします。

承認第5号、令和6年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第3号（専決処分）について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第6号、令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号（専決処分）についての質疑を行いますが、質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、承認第6号の採決を行います。

お諮りします。

承認第6号、令和6年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算2号（専決処分）について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第7号、令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）について、質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、承認第7号の採決を行います。

お諮りします。

承認第7号、令和6年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号（専決処分）について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

---

==== 日程 21 報告 ====

◇ 報告第 2 号 令和 6 年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 21、報告第 2 号、令和 6 年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

総務課長より報告を求ることとします。

○総務課長（福澤信広） それでは、報告第 2 号、令和 6 年度豊丘村一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明報告をさせていただきます。

令和 6 年度一般会計の 9 月議会の第 4 号補正、3 月議会最終日の第 11 号補正、又 3 月 31 日付一般会計第 12 号の専決補正で計上させていただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、実際に繰越した額の計算書を調整しましたので、本日の臨時会で報告をさせていただきます。

諸事情がありまして、年度内の竣工ができなかった令和 6 年度事業についてですが、最終的に繰越した事業については、全体で 18 件、翌年度繰越額が総額で 4 億 3,700 万円弱となったところでございます。

報告書の 3 ページから参考資料として繰越額の財源や支出科目の内訳を載せた資料を掲載しておりますので、そちらを基に若干概要について説明をさせていただきます。

それでは 3 ページをお開きください。

内訳としてまとめたものとなっておりますけれども、最初に 2 款、事業名で移住定住事業費の関係ですけれども、こちらは北市場 3 地籍への民間賃貸住宅建設への補助金となります。民間賃貸住宅建設補助金交付要綱、この要綱に基づいて 3 月議会最終日の 11 号補正に計上した関係となります。

3 款にまいりまして、社会福祉総務費の関係ですが、こちらは 1 月の臨時議会の第 9 号補正で計上しました物価高騰対策の給付金の関係となります。住民税非課税世帯に 3 万円、住民税の均等割のみ課税世帯に 2 万円、どちらにも共通して 18 歳未満の子供一人当たり 2 万円の加算額、これの給付金の関係の繰越しとなります。

4 款にまいりまして、環境衛生総務費でございますが、こちらは太陽光発電蓄電システム住宅設置補助金、この補助金の関係で年度末までに補助金の請求までちょっと至らなかつた 3 件分について繰り越したものでございます。

6 款にまいります。最初に 1 項の農業費であります。最初に、農業振興費の関係、こちら担い手確保経営強化支援事業の関係となります。令和 6 年度の国の補正予算対応で実施したために 3 月議会第 10 補正に計上して、村内の農家 1 件に補助する内容となって

おります。

続いて農地費の関係ですが、緊急自然災害防止対策事業の農業水利防災につきましては、農業用の用水路 2 カ所、深山田井水と地蔵道井の工事関係経費となります。

次の農地耕作条件改善事業の関係は、河野の田中線横水路の改修工事の繰越しとなります。

2 項の林業費林道費の関係は、野田平林道本谷線の補助林道整備事業の関係を繰越しております。

4 ページにまいります。7 款の商工費、商工総務費の関係です。こちらは第 4 弹となります生活応援商品券の発行事業の関係の繰越しとなります。物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用して、村民一人当たり 5,000 円分を配布した関係と、あと創業支援事業補助金については、林里地籍にオープンした飲食店への補助の関係となります。

8 款にまいりまして、2 項の道路橋梁費、最初に道路維持費でありますが、緊急自然災害防止対策事業の道路防災関係となります。塩カル散布車両の購入費、あと小園柏原線、青木ヶ沢線、壬生沢線、不動滝 1 号橋ほかの工場請費を中心に繰越しております。

次の道の駅管理経費の道の駅エアコン設置機能強化事業、こちらの関係は 12 月議会の一般会計の第 7 号補正に計上して、道の駅トイレへのエアコンの新設、あとレストラン等へのエアコンの増設の関係の工事費となっております。

次、2 目の道路新設改良費の関係で、最初に村単道路改良舗装事業、こちらにつきましては J R 東海で実施します壬生沢線広域農道交差点の開田・鬼ノ窪地籍の改良工事に關係する用地代と立木補償について予算額を繰越しております。

次の社会资本整備総合交付金事業については、壬生沢川に架かる川うそ田橋の改修の関係を繰越したものとなります。

一番下の辺地対策事業の関係は、こちらもリニア工事車両の通行に關係した壬生沢線小園の南入地籍の拡幅改良に關係する経費を繰越したものとなっております。

最後の 5 ページに入りまして、3 項の河川費、こちらは河川関係の緊急自然災害防止対策事業の繰越しになっておりまして、場所については、大渕排水路、小枝川、佐原川、この 3 つの河川の改修関係の経費を繰越したものとなっております。

10 款にまいりまして、体育施設費の関係ですが、こちらはテニスコートとスポーツ館の照明の LED 化に關係する工事請負費等の経費を繰越したものとなっております。

一番最後の 11 款ですが、災害復旧費、補助債の農地関係で、中平地籍の 1 件について繰越したものとなっております。

計算書の説明は以上となりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　ただいまは、報告第2号の説明でございました。

このことについて、何か質疑がございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特になようですので、報告第2号は、以上と致します。

---

◇ 報告第3号 令和6年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（平澤恒雄）　続いて、日程22、報告第3号、令和6年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について議題と致します。

総務課長より報告を求ることと致します。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広）　続きまして、報告第3号、令和6年度豊丘村一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告説明をさせていただきます。

令和6年度の一般会計予算において、事故繰越し案件が生じてまいりましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、先ほどの繰越明許費と同様に計算書を作成して、本日の臨時議会にて報告するものでございます。

令和5年度の明許繰越事業として、令和6年の実施を予定しました村道壬生沢線開田・鬼ノ窪の交差点改良に関する委託料について、事故繰越しの扱いを取ることと致します。

リニアの工事発生土を活用して盛土を実施する道路改良工事に関して、小渋川土地改良区管理施設の水路のサイファンの改築が必要となるために、JR東海が現在設計業務を行っておりますけれども、壬生沢川に關係した長野県との河川協議等に見込み以上の期間を要してしまって、現在もJR東海で設計作業を継続中でございます。

このことに伴いまして、村で予定しておりました長野県土地改良事業団体連合会におけるJRの成果品の設計書の点検、照査の作業ができない状況となっておりましたので、やむを得ず事故繰越しの手続きを取って、令和7年度中の設計書の照査の作業を終了するように予定したところでございます。

計算書の説明は以上となりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　ただいまは報告第3号の説明でございました。

このことについて何か質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

報告第3号は、以上とすることと致します。

---

==== 日程23 諸 報 告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程23、諸報告です。

本日報告することは特にございません。

---

閉 会

○議長（平澤恒雄） 以上をもって、本日予定された全ての議案を議了を致しました。

これにて、豊丘村議会第2回臨時会を閉会することとし、これにて本日の会議を閉じ、散会することと致します。

大変御苦労さまでした。

---

午後2時11分 閉 会

## 議員・説明員・事務局出席表

## I、議員出席表

議席番号	氏名	第1日
		5月12日
1	堀本丈文	○
2	武田徹	○
3	武田篤子	○
4	壬生眞由美	○
5	酒井浩文	○
6	片桐忠彦	○
7	唐澤健	○
8	吉川明博	○
9	井原康明	○(午後欠)
10	前沢光昭	○
11	唐澤克己	○
12	平澤恒雄	○

II、地方自治法第121条の規定による出席者の職・氏名

職　　名	氏　　名	第　1　日
		5月12日
村　　長	下　平　喜　隆	○ (11時から欠)
副　村　長	菅　沼　康　臣	○
教　育　長	壬　生　英　文	○
総　務　課　長	福　澤　信　広	○
健康福祉課長	松　村　幸　紀	○
建設環境課長	唐　澤　晃	○
産業振興課長	岡　田　敬	○
税務会計課長	宮　島　しづか	○
教育委員会事務局長	松　村　良　直	○
子ども課長	木　村　由　紀	○
監　査　委　員	原　　国　人	—

III、本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職　　名	氏　　名	第　1　日
		5月12日
議会事務局長	元　島　明　彦	○
書　記	佐　藤　真理子	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここ  
に署名する。

令和        年        月        日

豊丘村議会議長

署名議員

署名議員